

医療費についての大切なお知らせ

福祉医療費助成制度は、市民の皆さんからの大切な税金で運営しています

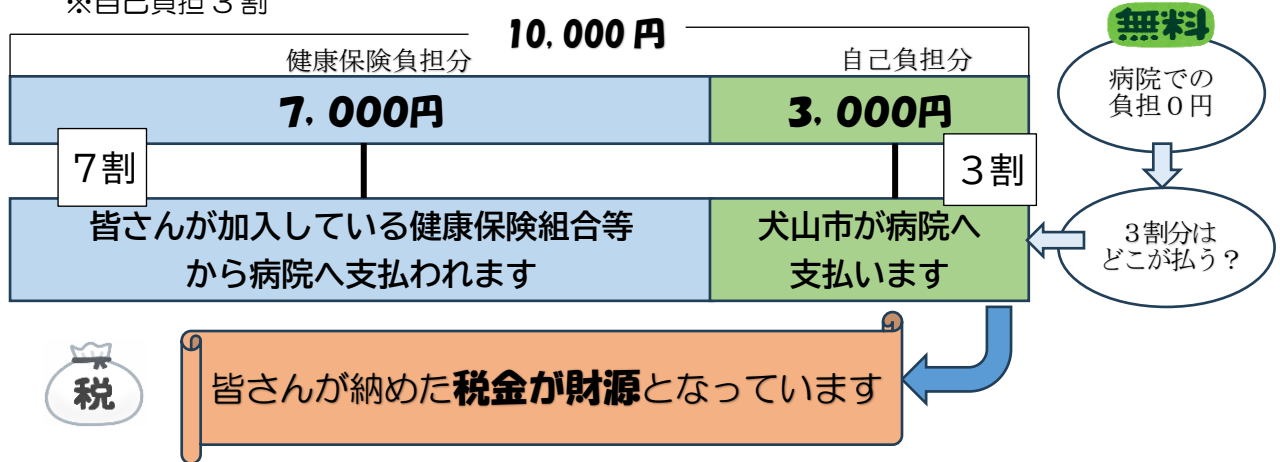


福祉医療費受給者証をお持ちの方は、かかった医療費の自己負担分（1～3割分）を犬山市が負担しています。今後この制度を維持していくために、適正受診にご理解とご協力をお願いします。

福祉医療費受給者証を提示すると医療費が無料になるのはどうして？

保険診療の自己負担額を福祉医療費助成制度により市が助成しているからです。

例：受給者証を持っている方が病院で診療を受け、10,000 円の医療費がかかった場合
※自己負担 3 割



医療機関における適正受診についてのお願い



適正受診とは、症状・受診のタイミングを適正に判断して、必要に応じて受診をすることです。

「できるだけ医療機関にかからないようにする」ものではありません。これからも安心して**必要な時**に医療を受けられるように、医療機関の**適正な受診**をお願いします。

◎かかりつけ医師をもちましょう

かかりつけ医師とは、日ごろから病気や健康に関することを何でも相談できる地域の医師のことです。気軽に相談できる強い味方です。

◎夜間・休日受診はよく考えてから

夜間や休日に受診しようとする際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

◎重複受診は控えましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかると、医療費が増えるだけでなく、同じ検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうことがあります。

◎ジェネリック医薬品をご存じですか？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くなります。

夜間のお子さんの病気には小児救急電話相談を活用しましょう

お子さんの病気、薬、事故に関することについて、かかりつけ医師が診療していない夜間にお子さんの症状に応じた適切な医療相談が受けられるよう、愛知県の委託を受けた民間相談機関が配置する相談員（看護師）が電話で対応します。（看護師で対応が困難な事例については、小児科医が対応します。）

【小児救急電話相談】

1.相談受付日時

毎日（午後 7 時～翌朝午前 8 時までの 13 時間）

2.電話番号

#8000（短縮番号／全国统一）

※ 短縮番号が利用できない場合：052-962-9900



他の公費負担医療を受けている方

他の公費制度（養育医療・育成医療・小児慢性特定疾病医療など）に該当する場合は、そちらが優先されます。

他の公費制度で自己負担が生じる場合は、福祉医療費助成の対象となりますので、該当する制度の受給者証と福祉医療費受給者証を**あわせてご提示**ください。

ただし、**特定疾患医療受給者証については、福祉医療費受給者証との併用はできません。**

学校（園）管理下で生じた負傷・疾病の場合

学校（園）管理下で生じた負傷・疾病は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金（以下「災害共済給付金」という。）が優先されます。

その場合は、**福祉医療費受給者証を使用せず**、いったん医療機関の窓口で自己負担分をお支払いいただき、学校（園）にて災害共済給付金の申請手続きを行ってください。



ただし、犬山市立の小中学生・保育園児等については、福祉医療費受給者証を使用したうえで、災害共済給付金の申請を行うことができます。



高額療養費について

1 カ月にかかった医療費が一定の金額を超えた場合、その超えた額が「**高額療養費**」として加入する健康保険組合等から支給されます。福祉医療費受給者証を使用した場合、自己負担分は市が負担しているので、**支給された高額療養費は市へ返還**していただくことになります。



犬山市が**高額療養費を代理請求**及び**受領**ができる健康保険の場合は**委任状**が必要です。
対象となる方には別途お知らせします。



福祉医療に関する問い合わせ

犬山市役所 保険年金課 医療担当

☎：0568-44-0328 FAX：0568-44-0362